**最新・中国法ニューズレター**

――――第10号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 事件分析 | ： | 「署名捺印」と「署名、捺印」の違いって？・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説 | ： | 「特許など知財事件訴訟プロセス若干問題に関する全人代常務委員会の決定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4 |

***事件分析***

**「署名捺印」と「署名、捺印」の違いって？**

1. 事件一

北京市にある家具販売センター（以下、A社という）は、ある機械メーカー（以下、B社という）との間で輸入代理契約を締結し、契約の履行を巡り、一審と二審を経たA社はその其の判決に何れも不服し、最高裁に再審を求めた。

その二社間の争議の焦点は「本協議書は双方が署名捺印後発効する」と約束しており、その発効条件としては双方の「署名」と「捺印」とを同時に並べるかどうかである。

最高裁は、判決に関する意見としては、一審の審理中の司法鑑定の結論により、「協議書」におけるA社の社印印字は工商局に届出た資料に捺印した印字と同一の公印によるものであり、A社の法定代表者またはその委任代理人の署名がないが、「協議書」はA社の真実意思を表すに足りる。「協議書」にB社の法人代表者の署名だけで、その公印が無いが、B社は「協議書」の真実性を否定していない。従って、「協議書」が真実、且つ有効であるとの一審と二審の認定は不当ではなく、A社が「協議書」の真実性及びその効力を認めないための再審を申し出た理由は成立しないものと判定した。

1. 事件二

浙江省にある交通集団有限公司（以下、A社という）はS銀行N市支店（以下、B支店という）と融資返済協議書を結んだ後、紛争が生じた。

その二社間の争議の焦点は「当該協議書における「署名」、「捺印」の間にある読点（、）をどう理解すべきか、即ち、署名と捺印とを同時に並べるかそれとも其のうちの一つがあれば、協議書が直ちに発効すると認定できるかどうかである。

最高裁は、判決に関する意見としては、当該協議における「署名、捺印」の間にある読点（、）をどう理解すべきか、即ち、署名と捺印とを同時に並べるかそれとも其のうちの一つがあれば、協議書が直ちに発効するかについて、双方当事者が署名した協議書に示された「署名、捺印」にある読点（、）は並列語彙間の区切りであり、その前の「署名」と後の「捺印」とは並列語彙であり、それは署名と捺印とは並列関係にあり、署名と捺印とを並べる条件のもとで、当該協議書は始めて発効できると示される。双方当事者がその条項を約束した意思表示が明確、真実であるものとして有効であると認めるべきである。また、双方当事者が締結した「返済協議書」の内容から、双方の捺印と責任者の署名欄目を予め設けてあり、B支店は責任者が署名した上、捺印した。一方、A社は法定代表者の署名だけで捺印しなかったと明らかである。A社が「返済協議書」に捺印しなかったことは、双方が約定した発効条件の不備をもたらした。従って、B支店が当該の協議書に基づいて権利を主張するための事実根拠は不十分であり、二審裁判所は支持を与えない。一審裁判所は「返済協議書」が既に発効していると認め、且つ当該協議に決めた金額によってA社に融資元金を返済すると判決したことは妥当ではなく、改正すべきと判定した。

1. コメント

（１）契約における「署名捺印」と「署名、捺印」の表記について上記の事件一と事件二に対する最高裁の判例によってその契約発効条件として区別されていることを示唆される。

（２）契約において「署名捺印」の場合には「署名」＋「捺印」を意味しないが、「署名、捺印」の場合には「署名」＋「捺印」を必要とする。

***重要法規解説***

**「特許など知財事件訴訟プロセス若干問題に関する**

**全人代常務委員会の決定」**

全人代常務委員会は、2018年10月26日付「特許など知財事件訴訟プロセス若干問題に関する決定」（以下、「本決定」という）を公布し、2019年1月1日より実施することを決めた。その要点を以下の通り取り纏めてみます。

一、背景

最近、知的所有権問題は米中貿易摩擦の重大な争点の1つとなっている。中国市場における海賊版の一掃、知的財産権の保護や、外国企業に対する参入障壁の解消を求める海外からの声が高まる中で、中国にとっては世界中の知的財産権重視の機運によってこれまでの技術導入チャネルは先細りになっている。全人代常務委員会は、経済競争力の向上のために知的財産権の保護、技術革新を推進していく同時に、特許権利侵害など紛争増を予想し、現行の地方裁判所による審理プロセスの弊害を解消するには、裁判審理プロセスを再構築し、特許など知的事件の控訴の審理権を最高裁に集中させることによって、知財事件の裁量幅の不統一など問題の是正、司法の信用力の向上、ビジネス環境の改善に繋がるものとして、「本決定」の公布、実施を決めたと考えられる。

二、決定内容

１、当事者は発明特許、実用新型特許、植物新品種、集積回路図面設計、技術秘密、コンピュータソフトウエア、独占など専門技術の高い知的財産権民事事件第一審判決、裁定に不服、上訴した場合、最高裁は審理する。

２、当事者は特許、植物新品種、集積回路図面設計、技術秘密、コンピュータソフトウエア、独占など専門技術の高い知的財産権行政事件第一審判決、裁定に不服、上訴した場合、最高裁は審理する。

３、法律効力の発効済みの上述事件の第一審判決、裁定、和解書、法による再審の申入れ、控訴などに審判監督プロセスを適用する場合には、最高裁が審理する。最高裁も下級裁判所に再審を命じることができる。

三、コメント

１、「本決定」の実施によって、異なる地方中級裁判所が知財事件の法律適用の差異によって裁判の衝突を引き起こすことを回避できる。

２、「本決定」の実施によって、国内外企業の知財に対する法による保護、事件の審理、判決の公平性をどこまでも実現されるか目を離せない。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 全人代常務委員会の「特許など知財事件訴訟手順若干問題に関する決定」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2019/01/01 |
| 2 | 国家税務総局の「海外投資者の配当利益による直接投資に対する前払所得税を暫定的に徴収しない政策適用範囲を拡大する関連問題に関する公告」 | 2018/01/01 |
| 3 | 財政部、国家税務総局の「生産能力削減と構造調整の不動産税城鎮土地使用税政策に関する通知」 | 2018/10/01 |
| 4 | 人力資源と社会保障部、財政部の「企業新しい徒弟制の全面推進に関する意見」 | 2018/10/12 |
| 5 | 財政部、国家税務総局、生態環境部の「環境保護税を納税すべき汚染物適用など関連問題の明確に関する通知」 | 2018/10/25 |
| 6 | 国家税務総局の「5000元費用控除基準の厳格化執行の税収政策に関する公告」 | 2018/11/02 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）